

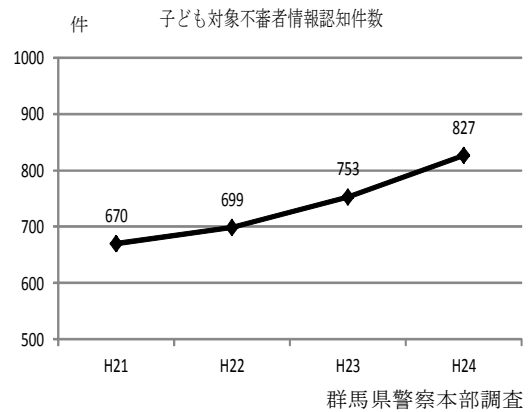
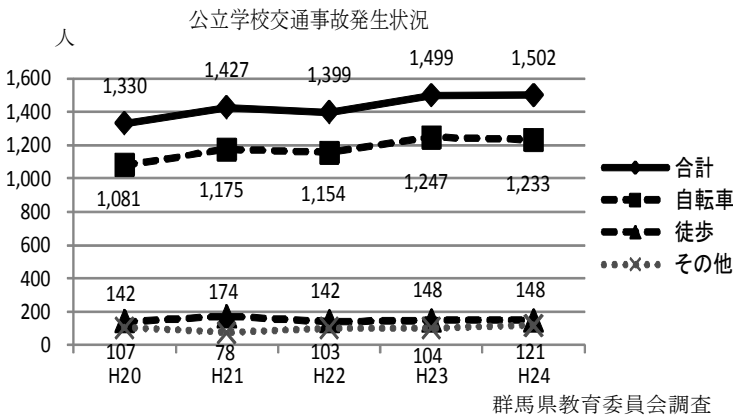
**取組 3 3 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実**

【担当所属：健康体育課 管理課】

**1 現状**

平成24年度、通学路において登下校中の児童生徒が被害に遭う交通事故が全国的に相次いで発生し、本県においても、登下校中の交通事故により、小・中学生それぞれ1人の尊い命が奪われました。本県では、交通事故全体の発生件数が減少傾向にある中、児童生徒に関する事故は引き続き多い状況にあり、特に自転車事故については、総数に占める高校生の割合が全国で最も高い状況にあります。

また、平成24年度の本県における子どもに対する声かけ等の不審者認知件数は、827件で近年増加傾向にあります。



通学路における事件、事故から児童生徒等の安全を確保することは喫緊の課題となっており、平成24年度に道路管理者、県警本部、学校及び教育委員会等の連携により小学校通学路の緊急合同点検が行われ、危険箇所の洗い出しと対策の検討を行いました。

また、自転車事故防止のため、平成25年度に公立高等学校交通安全担当者を対象とした自転車安全指導研修会を実施しました。

このほか、各学校では、校内への不審者侵入を防止するため、防犯カメラやセンサー、インターホン等の設置、及び警備会社との連絡システムの構築等が行われています。また、県立学校では、警備会社に巡回及び機械警備の委託を行い、不審者の侵入や盗難等の防止に努めています。

通学路の安全確保については、年間の学校安全計画に沿った安全点検や、地域の警察との連携、防犯メールの活用による不審者情報の収集等が行われているほか、児童生徒等が日常生活で起こる事故の内容や発生原因、安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにするため、交通安全教室における防犯訓練、通学安全マップの作成やマナーアップ運動等、発達段階に応じた様々な対策を行っています。

<本県の公立学校における安全管理の取組状況(平成24年度)>

危機管理マニュアルの策定	防犯教室(研修)を実施している小・中学校	通学路安全マップを作成している小・中学校		通学路の安全確保のために、関係機関等との連携を図っている小・中学校		
		うち、生活安全の内容を盛り込んでいる	児童生徒対象		教職員対象	
100.0%	99.5%	83.7%	83.3%	81.7%	88.6%	95.8%

**2 課題**

- (1) 学校内はもとより通学路や地域における児童生徒の安全を確保すること
- (2) 児童生徒の危機回避能力を育成すること
- (3) 児童生徒に交通マナーを実践させ、交通ルールを遵守させること
- (4) 児童生徒を様々な有害環境から保護する活動を推進すること

### 3 取組の方向

- (1) 学校施設内への不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施します。
- (2) 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を一体的に推進します。
- (3) 自ら交通マナーを実践し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進します。
- (4) 交通安全だけでなく、犯罪被害防止、有害環境（有害凶書等）対策の観点からも、関係機関等（市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）と登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力するなど、組織的な活動を推進します。
- (5) 組織的な安全教育を推進するため、職員の共通理解及び安全に関する資質向上を目的とした職員研修の実施を推進します。

### 4 主な取組内容

- (1) 小・中学校の学校施設内での安全対策の徹底について、引き続き市町村教育委員会に促していきます。
- (2) 県立学校の防犯対策について、学校ごとに防犯カメラ設置等の必要な対策を実施します。
- (3) 安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握・周知等の安全管理と、通学路における要注意箇所の安全マップ作成等を推進し、児童生徒の安全確保に努めます。
- (4) 地域ごとの課題解決を図るため、学校、家庭、警察、地域等との連携協力の下、学校安全について各教育事務所単位で研修会や協議会を実施します。【取組3 2再掲】
- (5) 学校や学校安全ボランティアに対する指導・助言等を行うスクールガードリーダーを配置する市町村教育委員会を支援します。
- (6) 小学生の自転車事故防止を図るため、県交通安全協会等との共催により、学科テストと実技テストにより学校ごとの得点を競う大会を開催し、各学校の参加を促します。
- (7) 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、安全担当教員を対象にした研修会を開き、学校安全の指導方法、職員研修の実施方法等について学校種ごとに協議して、学校安全の推進を図ります。【取組3 2再掲】
- (8) 公立高校の交通指導担当教員を対象に、交通安全の指導方法等の協議を行い、情報交換、実技を含めた研修会等を実施します。

### 5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 通学路の安全確保のために、関係機関等（県・市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）との連携を図っている学校の割合	95.8% (H24)	100%
(2) 児童生徒を対象とした防犯教室を実施している小・中学校の割合	83.7% (H24)	100%
(3) 児童生徒等の自転車事故発生人数	1,233人 (H24)	1,000人以下

### 6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 防犯ボランティア等を対象とした、犯罪の起こりやすい場所を地図にまとめる防犯教育プログラムの指導者を養成する講習会を開催しています。（県民生活課県民防犯推進室）
- (2) 通学路危険箇所について、県警及び道路管理者と連携した緊急合同点検を行い、危険箇所の対策に取り組んでいます。（県警交通規制課、道路管理課）
- (3) 自動車メーカーの協力により、高校生を対象に自転車・バイクによる体験型安全教室を行っています。（交通政策課）
- (4) スタントマンによる事故再現を通し、交通事故の危険性を体感する交通安全教室を行っています。（県警交通企画課）
- (5) PTA、地域の育成会、学童保育、塾等関係団体と連携し、児童生徒に対する防犯講話、不審者対応訓練等を行っています。（県警子ども・女性安全対策課）
- (6) 小・中学校における警察官やスクールサポーターによる防犯教室（不審者侵入対応訓練等）、スクールサポーターによる登下校時の安全確保活動等を行っています。（県警少年課）
- (7) 小・中・高校生に対し、交通企画課交通安全教育隊及び各警察署による交通安全教育を行っています。
- (8) 小学生交通少年団を中心として、交通安全活動を行っています。また、小学校新入学時及び小学校夏休み前終業式における県下一斉安全教室を行っています。（以上、県警交通企画課）
- (9) 通学児童の安全を確保するため、道路管理者と連携して小学校周辺道路における中央線消去や路側帯拡幅、信号機の歩車分離化等の交通安全対策を行っています。（県警交通規制課）

